

条件不利地域における F T T H の実現について

【 内閣官房・総務省 】

提案・要望の内容

条件不利地域における F T T H（加入者系光ファイバサービス）を実現するため、民間通信事業者の設備投資を促進する支援制度を拡充すること。

- ・ 地方公共団体から民間通信事業者への費用負担に係る財源措置（過疎債など）
- ・ 地域情報通信基盤整備推進交付金の交付対象の拡大（民間通信事業者の条件不利地域における事業）

【 現状と課題 】

F T T H は、I T 社会を支える重要な社会基盤

F T T H は、情報発信や双方向映像伝送等に強みを発揮する超高速インターネットやテレビ、固定電話、各種行政サービスの提供基盤となりうる、I T 社会を支える重要な社会基盤である。

F T T H は、条件不利地域の課題解決の「切り札」

多くの中山間地域や離島を抱える本県にとって、地理的ハンデキャップを克服する手段として、F T T H の導入が喫緊の課題となっている。

F T T H の地域格差を是正するためには、思い切った政策支援が必要

大きな設備投資を要する F T T H は、採算上の問題から著しい地域格差を生じており、民間通信事業者の設備投資を促進するための思い切った政策支援が求められている。

【 本県の取組状況・方針 】

「情報通信インフラの発展シナリオ」（本県の中長期 I T 戦略）の推進

- ・ 条件不利地域におけるブロードバンド実現に先駆的に取り組んできた結果、既に A D S L や C A T V インターネットのレベルでは県内の情報格差をほぼ解消（第 2 ステップ）したところ。
- ・ 現在は、市町村と連携しながら集落への「き線点」の光化（第 3 ステップ）を強力に推進しており、今後、「き線点」から利用者宅への光ファイバ延伸（第 4 ステップ）実現に向けて、民間通信事業者に対する支援制度を拡充する必要がある。

【参考】人口規模別ブロードバンド利用可能市町村（H17.3月末現在 総務省調べ）

区 分	ブロードバンドサービス全体	うち F T T H
人口10,000人以下の市町村	86.0%	7.6%
人口10,001人～50,000人の市町村	99.7%	36.5%
人口50,001人以上の市町村	100.0%	93.0%

【 提案要望の効果 】

F T T H の実現により、超高速インターネットが利用可能となり、少子・高齢化問題や雇用対策など条件不利地域が抱える様々な課題の解決を図ることができる。

- ・ 離島の診療所と中核病院を結ぶ遠隔画像診断
- ・ 専門的な資格講座や海外の講義等が自宅で受けられる遠隔学習
- ・ 企業活動での利用（企業内や取引先とのネットワーク構築、大消費地への情報発信）等

F T T H の実現により、テレビ難視聴の解消や各種行政サービスの提供を図ることができる。

URL : http://www.pref.shimane.lg.jp/jhoseisaku/infra/infra_01.html